

五所川原市ファミリー・サポート・センター事業活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て者が仕事と家庭生活を両立し、安心して働くことのできる環境を整える地域子育て支援の五所川原市ファミリー・サポート・センター会則（以下「会則」という。）に規定している相互援助活動を推進するため、育児の援助を行いたい者（以下「提供会員（両方会員含む）」という。）に対して、助成することを目的とする。

(交付)

第2条 市長は、提供会員（両方会員含む）に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、五所川原市補助金等交付規則（平成17年3月28日五所川原市規則第42号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、市内で相互援助活動を行った提供会員（両方会員含む）とする。ただし、市内教育・保育施設、小学校に在籍する児童に対する市外での活動を含むものとする。

(助成額)

第4条 助成金は、会則第5条第3項に規定する対象児童（以下「対象児童」という。）に行った相互援助活動の時間に対して、1時間未満及び1時間を単位として助成する。
2 助成金の額は、別表のとおりとする。ただし、2人以上の対象児童について同時に相互援助活動を行った場合にあつては、2人目以降の対象児童に対する助成金の額は半額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成対象者は、五所川原市ファミリー・サポート・センター事業活動助成金交付申請書（様式第1号）に五所川原市ファミリー・サポート・センター会則第11条第4項に定める活動報告書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。
2 申請書は、原則として四半期ごとに申請することとし、援助活動を依頼した日の属する年度の翌年度の4月10日までに提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定するものとする。
2 助成金の交付を決定したときは、五所川原市ファミリー・サポート・センター事業活動助成金交付申請書交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは五所川原市ファミリー・サポート・センター利用料助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正の手段により、対象者が利用料の助成を受けたときは、既に支給した利用料の助成金に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	対象児童1人当たり
1時間未満	100円
1時間	200円